

近世寺院法研究の論点と意義(一)

——中世寺院法および近世国制史の研究を通して——

小島 信泰

はじめに

第一章 中世寺院法研究

第一節 牧健二氏の中世寺院法研究

第二節 中世寺院法研究の論点

第二章 近世寺院法研究

第一節 基本的な論点

第二節 幕府法と寺院法

第三章 近世の国制と寺院法研究の意義

第一節 近世の国制

第二節 「自治」(以上本号)

第三節 「家産」

第四節 中世寺院と近世寺院

結びにかえて——近代法との接点と今後の課題——

はじめに

かつて筆者は、「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法¹⁾——」において、近世仏教および寺院法制に関する研究史を論じてから、浅草寺の寺院法体系に関する一つの試案を提示した。すなわち、同拙稿第一章では、近世寺院法研究の背景を知るために、戦後を中心とするこれまでの近世仏教および寺院法制に関する宗教史家や法制史家の研究を追い、現在の研究状況と課題を考察した。そこでは、特に寺院法(寺法)についていうと、幕府の宗派支配、宗派の末寺支配および寺院の内部支配に関してそれぞれのような寺法が存在し、それらは相互にどう関係し合っていたかを解明するという体系的考察が必要であると指摘し、第二章において、その課題に向けての一つの試案として、幕府の宗派統制や天台宗の本末制度を論じてから、『浅草寺日記²⁾』の解読を中心に筆者が考える浅草寺の寺法体系を構成する五つの部門³⁾を提示した。

本稿においては、この近世寺院法研究が占める法史学上の位置と役割を知るために、近世という時代や寺院という枠を可能な限り超えて論を進めていきたい。具体的にいうと、まず、日本における寺院法研究の一つの出発点であり、すでに研究の蓄積がある中世寺院法について論じて、それとの比較において近世寺院法研究の論点を考え、次に、法制史研究の重要な研究対象である近世の国制について論じて、そこでの寺院の地位および寺院法研究の意義を探り、最後に、時代を下って近代法との接点と今後の課題について論じて、近世寺院法研究の将来を展望してみたい。さらに筆者は、日本という国を超えて、わが国の寺院法と西欧の教会法との比較を構想しているが、これについては他の機会に譲る⁴⁾。

ところで、同拙稿において述べたように、近世仏教は幕府の強い統制下に置かれ、寺院・僧侶は世俗化したという

通説的理解が定着したからか、法制史研究においては近世の寺院法制はあまり注目されることがなかったといわねばならない。しかし、近世の法制の全体的理解のためには、御料や私領を超えて存在する本末制度や事実上聖俗両面から人々を監督する檀家制度というわが国固有の制度を支えた寺院法制の解明が不可欠なのではあるまいか。また、寺院法制の解明は、国家権力が宗教者をはじめ人々の内面の領域にどこまで介入したのかわかる上でも避けて通ることはいできない。さらに、領主といういわば社会的権力としての寺院の領民支配や、世俗の地域社会との間に結ばれる寺院・僧侶の私法的な諸関係を知る上でも、寺院法制の解明が必要となるのである。しかも、本稿で述べるように、自律的権力を有する寺院が存在した中世と、江戸幕府の封建的支配を脱した寺院が誕生する近代との間に挟まれた近世の寺院法制を国制史研究の観点から論じることができれば、それは権力の統一を実現した日本における近代国家が、どのような経路を辿って形成されたのかを歴史的に考究するための一つの基礎作業となるであろう。

*旧字体の漢字は常用漢字に改めた。

*後に単行本に収録された論文の初出タイトル・掲載誌名等の注記は省いた。

注

- (1) 「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」(一)(二)・未完(『創価法学』二五—二六—二六—、一九九六年)。
- (2) 浅草寺日並記研究会編、金龍山浅草寺。一九七八年に第一巻が刊行され、既刊二三巻。
- (3) 筆者の提示した浅草寺の寺院法体系を構成する五つの部門とは、以下の通りである。

- (一) 「一山機構法」
 「寺務執行法」
 「寺中寺院運営法」
 「僧侶支配法」
 「世俗関連法」

(4) 筆者は、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」の続稿で、西欧の教会法との比較を通してわが国近世寺院法の特徴を論じる予定である。

(5) 主な研究としては、寺院の裁判制度に関しては、小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』(有斐閣、一九五七年)、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)等、縁切寺法に関しては、高木侃『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年)等、寺領に関しては、拙稿「近世後期の寺院と借金銀——浅草寺を中心として——」(『創価法学』三〇—二・三、二〇〇一年)第一章第一節②注(1)所引の各論考等、その他には拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」(一)で紹介した各論考および法制史学会編『法制史文献目録』Ⅲ(法制史学会、一九九七年)「日本法制史 近世8 宗教・教育・文化・思想」の寺院関係の各論考等がある。

第一章 中世寺院法研究

第一節 牧健二氏の中世寺院法研究

昭和六(一九三二)年、牧健二氏は、『法学論叢』第一七巻第四号・同第六号に「我が中世の寺院法に於ける僧侶集会」(一)・(二)を発表された。同論文は、中世寺院法の淵源としての律令時代の僧尼令やその思想的源流としてのインド思想、さらにはゲルマン法やカノン法を視野に入れ、まさに「世界史的視野」に立って中世寺院法を論じており、ここにわが国の寺院法が、一国、一時代の枠を越えた広がりの中で注目される端緒が開かれた。

同論文は、中世の諸大寺で「自治」が行われるようになった要因を解明し、寺内における僧侶集会について論じたものであるが、この僧侶集会には仏教上の教理や中世の法律思想に基礎をおいた、会議の慣習法としての寺院法が存在したことに注目している。

そもそも、小乗仏教においては、僧侶は僧伽の一員として世間を離れて生活し、戒律を守って和合の理想を実現するものと教えられたが、わが国の古代においては、僧尼は世俗の国家制度の中に位置付けられ、律令法の支配を受けた。しかし、牧氏は、律令国家において、僧尼は出家の身として俗人と同一の法に従うべきではないとして、別に僧尼令が設けられた事実注目している⁽²⁾。僧尼令には律において規定すべき条項が数多くあり、僧尼は俗人とは違う刑罰体系の下におかれている。そして、軽罪については、寺家の三綱（上座・寺主・都維那）をして仏家の法律によって制裁を加えることが認められた。しかも、この三綱は令の定では僧職であり、太政官によって任命されたが、太政官は衆徒の推挙に基づいてこれを行ったのである⁽³⁾。牧氏は、こうした事実⁽³⁾に寺内における「自治」の萌芽を見てとり、ここにわが国における「出世間的」な「寺院法成立の第一の根拠」があるとした。そして、「平安朝の初期に於て、寺内に於ける仏法に依る自治制度が、僧尼令に於て許された程度を超えて発展し、国法が行はれざる場合を生じつゝ、あったのである⁽⁵⁾」とし、さらに平安朝末期以降、中央集権が弱まり、やがて中世になると諸大寺は僧侶集会における慣習法としての寺院法を発達させた⁽⁶⁾と論じている。

その背景には、寺領庄園の拡大という歴史的事実があったが、牧氏は寺院による庄園支配は、これに関する「世間的」な寺院法を発達させることになったと論じた。この時代に、天皇はじめ王臣・権門・庶民より寺院へ土地の寄進が相次ぎ、庄園への国司不入が国法上承認されたことはよく知られているが、その結果、寺院法は庄園法となって現れることになったと牧氏は指摘したのである。以上の二方面から発達した寺院法について牧氏は、次のように概括している⁽⁶⁾。

寺院法は二方面から発達した。一の方面は即ち、寺内の自治法として認められた出世間的な寺院法であったが、時代に適應するやうな寺内の制裁法と寺務の執行法と並に寺家の立法並に裁判の手續法とが、主として慣習によって発達した。他は、寺領に對する法として発達したのであって、寺領の支配に関する世間的な法であった。而して此二種の法は平安朝の終に至って、十分其

発達を遂げ、茲に僧俗の二方面を兼ねたる寺院法が成立した。

同論文においては、このうちの「出世間的な寺院法」にテーマが絞られ、中世寺院の僧侶集会における多数決制度に焦点が置かれている。そして、わが国においては、ローマ法王に相当するような王権に対抗し得る教権の樹立はなかったことから、西欧中世の教会法とは相違することが多大であったことや、多数決制度においても西欧中世の教会法にみられる「多数が行へる所は全体が行へる所と見られる」という原則が成立するには至らず、当時の多数決は少数者が多数者に同意するという原則にとどまったことが論じられた。このわが国の多数決制度については、「これ一つには（西欧のように……引用者注）寺院を人格視する思想発達せずして、寺院内に於ける僧侶の団体の觀念が、印度に於ける仏教成立以来の思想として我が中世にも存在して居たからであらう」と評している。

この牧氏の研究を出発点として、その後、中世大寺における僧侶大衆の台頭や僧侶集会における議決機関についての精密な研究が進められたが、やがて寺領庄園自体の個別研究に重点がおかれるようになり、寺院法研究そのものについては一時停滞した。⁽⁹⁾しかし、黒田俊雄氏による、権門体制論にはじまり顕密体制論、寺社勢力論へと展開した研究⁽¹⁰⁾や網野善彦氏による、中世東寺の組織や寺領庄園に関する研究等⁽¹¹⁾を経て、中世の寺院制度や寺院法への関心が再び高まり、国家の宗教制度や各宗派制度に向けた視点⁽¹²⁾、さらには個別寺院内部に向けた視点からの研究も活発になって今日にいたっている。次節では、以上に述べた牧氏の研究を中心に中世寺院法研究の主な論点をまとめ、⁽¹⁴⁾続く各章では、それとの比較において近世寺院法研究の論点と意義について考えてみたい。

注

(1) 網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』（東京大学出版会、一九七八年）二五六頁。

(2) 『法学論叢』一七一四、六一頁。

牧氏は、「令義解」僧尼令、「凡僧尼有犯。准格律」の義解に「其格律者。元為俗人設法。不為僧尼立制。是以称准也」

(ここ)では『新訂 増補 国史大系二二 律・令義解』吉川弘文館、一九六六年、「令義解」八七頁から引用)とあることを指摘されている。

(3) 『法学論叢』一七一四、六一〇、六一二頁。

僧尼令第一四條には、次のように規定されている(『日本思想大系三 律令』岩波書店、一九七六年、二一九〇―二二〇頁)。

凡任僧綱。謂。律師以上。必須用德行。能伏徒衆。道俗欽仰。綱維法務者。所奉徒衆。皆連署牒官。若有阿党朋扇。浪拳無德者。百日苦使。一任以後。不得輒換。若有過罰。及老病不任者。即依上法簡換。(傍点引用者)

(4) 『法学論叢』一七一四、六一二頁。

(5) 同右、六三頁。平雅行氏は、「王朝国家体制への轉換にともない、遅くとも十世紀中葉には朝廷は僧尼令的秩序を放棄し、僧尼統制を寺院・宗派の自立性に委ねる方向に向かったのである」(『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年、四五―六頁)と述べている。

(6) 『法学論叢』一七一四、六三〇―六四頁。

(7) 『法学論叢』一七一六、八八頁。

(8) 同右。

(9) 牧氏以降の研究史については、網野・前掲『中世東寺と東寺領莊園』第I部第五章第一節「研究史の概要」参照。

(10) 『日本中世の国家と宗教』(岩波書店、一九七五年)、『寺社勢力』(岩波書店、一九八〇年)等。

(11) 網野・前掲『中世東寺と東寺領莊園』。

(12) 中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上・下(法蔵館、一九八八年)参照。

(13) 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』(岩波書店、一九九七年)「序」注(8)、久野修義『日本中世の寺院と社会』(塙書房、一九九九年)「序説」参照。

(14) 中世寺院法研究のあらゆる論点をこのような小論で述べることなどは当然できない。以下には、牧氏の論文に関連した主要な論点を筆者の考えに沿って述べてたい。

第二節 中世寺院法研究の論点

はじめに、ゲルマン法やカノン法との比較という観点から、わが国中世の寺院法の特質を論じるという作業は、細

川亀市氏⁽¹⁾や豊田武氏⁽²⁾に受け継がれたが、この点については前述したように他の機会に論じることにして、以下では古代と近世に挟まれた中世という時代の特質に焦点を当てて、寺院法研究の論点について考察する。

さて、牧健二氏は、前述したように、律令時代における僧尼に対する俗人とは違う刑罰体系や、軽罪については寺家の三綱をして仏家の法律によって制裁を加えることが認められたことに注目されたが、これは「自治法」としての寺院法の「制定法上の淵源⁽³⁾」であるとしている。そして、平安朝に入り、寺内の自治制度は僧尼令の規定を超えて発展し、中世になると諸大寺は僧侶集会における慣習法としての寺院法を発達させた⁽⁴⁾と論じている。

この点に関連して黒田俊雄氏は、中世法は基本的に慣習法という側面をもっていたことを指摘され、中世史研究における社会史および法社会学の重要性を述べられたが、その際、黒田氏は国家や政権が上から体制的に発布・制定した法令ではなく、個々の寺院が寺内でまたは寺領内のために決定・施行した寺規・制条ないし慣例としての寺院法に注目し、

それ（寺院法……引用者注）は今日中世の寺社勢力と呼ばれている半世俗的社会（集団）の内外で現実に生きていた「法」であるから、それを無視するのは中世の社会生活のほぼ半分に眼を閉じることにもなる。法を国家または世俗権力だけのものと決め、寺院社会（集団）は法の制定主体たりえないとするかのような偏った観点は、早急に克服されるべきであろう。「寺院法」は、法社会学のためにも歴史学（社会史）のためにも、今後の発展の試金石の一つともいえるのではなからうか。

と論じられた⁽⁴⁾。

黒田氏は、権門体制論において中世寺院が権門として発展する過程を論じているが、それは法制面からみると、制定法としての律令法体系が徐々に崩れ、慣習法としての寺院法が発展する過程であったということができる。そして、この寺院法を説明するためには、黒田氏が指摘されているように、社会史および法社会学の研究が必要となる。しかも、このような慣習法の発展は、単に寺院法に限られる問題ではなく、中世法全般に関わる問題なのである。

に、
 牧氏が、慣習法としての寺院法が中世における法律思想に基礎をおいていたと論じたことは前述したが、氏はさら

実に我国の歴史上団体観念が、最もよく発達したる一例は之を寺院に於ける「衆」の観念に於いて之れを認むることが出来るであらう。而して彼の武士の社会に於ける衆の観念の如きも、恐らくは寺院に於ける僧衆の観念に由来するものかと思はれる。例へば彼の幕府に於ける評定衆、引付衆の制度の如き範を寺院法に採ったものでは無からうか。又室町幕府の国持衆、外様衆、相伴衆などの名称、或は戦国時代の大名領地に於ける家中衆、国衆、新参衆其他一般に衆と称する家臣の分類方法の如き、其起源を寺院に於ける「衆」の観念に求むべきものでは無からうかと思はれる。果して然りとせば、我国の寺院法の如き、我国の団体法の研究には相当重要な意義を認めらるべきものであらう。

と論じている。⁽⁵⁾この点については、石井良助氏が、寺院の集会制度が中世の会議制や自治組織に及ぼした影響は大きいとして、具体的には鎌倉時代の村落の評議が寺院の集会制度の影響を受けたと思われると論じられ、⁽⁶⁾黒田氏も、寺院にはきわめて中世的な集団の組織・行動の原理をみることができるとし、「むしろどの社会よりもいわば先導的な姿を見出すことができるようにさえ、思われる」と論じられて⁽⁷⁾いる。これらの研究に依拠するならば、寺院法の研究は中世法全般の研究に大きく寄与する可能性があるということができるのである。

ただし、個々の事実において、寺院法の影響を実証する作業はまだ十分なされてはいないし、牧氏というわが国の「団体観念」なるものは、超歴史的に構想されているように思われ、決して問題なしとはいえないのではないか。⁽⁸⁾こうした点に関する考究は、今後の課題として残されている。

以上に論じた寺院法は、牧氏のいう「出世間的な寺院法」のことであるが、「世間的な寺院法」については、前述したように、牧氏はそれが庄園法として現れたと指摘するにとどまっております、この方面への研究は後に細川亀市氏等によって進められた。細川氏は、庄園領主としての寺院に着目して、寺院は寺領の農民と封建的主従関係をもって結ばれたとし、寺領庄園は租税の徴求・庄園裁判・治安の維持等において、一般世俗領庄園のそれと甚だしく異なるも

のではなかったと論じた。細川氏は、これは庄園支配が世俗的寺務に属していたから超世間的たり得なかったからであるとして、次のように結論された。⁹⁾

我が中世寺院法は世俗的封建領主の制定せる律法——即ち武家法——と全く同じ精神に立脚せるものである。たと刑罰の内容が、武家法に於けるが如き死刑を課さなかつた点などは其の顕著なる特殊性の一つに属してゐる。

確かに、牧氏のいう「世間的な寺院法」という面においては、中世寺院法が武家法と同様の精神に立ったということができるであろう。ただし、細川氏は、寺院法における刑罰の内容については、死罪が科されなかつたという点で武家法とは違っていたとすることにどまつた。細川氏は、「火刑」などが行われた「ヨーロッパ中世寺院法」と比較し、

日本中世寺院法に於ける一大特色とするところは、強盗・殺人・放火などの如き兇悪なる犯人に対しても資財の没収と追放とを科するにとどめ、一般的には武家法に於けるが如き死刑を科してゐないことである。

と述べている。¹⁰⁾

ところが、後に清田義英氏は、『春日社記録』「中臣祐重記」寿永三(一一八四)年四月二〇日の条や『嘉元記』延慶三(一一三一〇)年七月五日の条などを根拠に、当時の寺院法においてすでに死罪が広く行われていたことを明らかにされている。¹¹⁾ 清田氏は、この寺院法における死罪の背景について、

死罪が実際に広く行われていたという事例に接し、(寺院法においても……引用者注) 罪科の内容が武家法とそう相違するものではないように思える。慈悲を根本精神とする出世間においては、死罪なる極刑は戒律の法に背くもので、すでに出世間が世間化したことを意味するものであろう。極刑の実施は、世俗化した寺院社会の実態をとらえた実効的施策であつたと理解できる。

と指摘しているのであるが、¹²⁾ これは細川氏の認められた死罪禁止という中世寺院法における「顕著なる特殊性」を否定する説であるといわねばならない。しかも、清田氏が例示された死罪の対象者には僧侶も含まれていることに注意を要する。なぜならば、それは牧氏のいう寺内の「自治法」である「出世間的な寺院法」においても、死罪という世

間的な法理に基づく処罰が行われるようになったことを意味するからである。

以上、牧健二氏の研究を中心に中世寺院法研究の論点について述べたが、次ぎに、これとの比較において近世寺院法研究の論点について考えてみたい。

注

- (1) 『日本中世寺院法総論』(大岡山書店、一九三三年)。
- (2) 『日本宗教制度史の研究』(厚生閣、一九三八年)、『宗教制度史』(『豊田武著作集』五)吉川弘文館、一九八二年所収)。
- (3) 『法学論叢』一七―六、六五頁。
- (4) 『法社会学と『社会史』』(『法社会学への期待』(『法社会学』四二)、一九八九年)。同論文は『黒田俊雄著作集』八(法蔵館、一九九五年)に収録されているので、ここでは同書二八四―二八六頁から引用した。
- (5) 『法学論叢』一七―六、七七頁。
- (6) 『日本法制史概説』(創文社、一九六〇年改版(一九四八年初版))二五二頁、二七九頁。
- (7) 『中世寺院史と社会生活史——研究の回顧と展望——』(前掲『中世寺院史の研究』上)、『黒田俊雄著作集』三、法蔵館、一九九五年所収)。
- (8) かつて筆者は、石井良助氏が「江戸時代における神社および寺院の法人格」(『国家学会雑誌』八九―七・八、九・一〇、一九七六年)、『日本団体法史』(『法制史論集』三)創文社、一九七八年所収)において、近世の一山体制寺院の法的性質を論じた際に、「日本固有の団体観念」について言及されたことに対し、「はたして、時代を越えた日本固有の団体観念なるものが、存在するや否や、歴史的に実証できるのか」(「江戸時代における金龍山浅草寺の『一山体制』——近世寺院法研究の第一段階として——」、『宗教法』八、一九八九年)と疑問を投げかけた。石井氏の研究は、オットー・ギールケ(Otto Friedrich von Guericke)のドイツ団体法研究に依拠した、中田薫氏の江戸時代における村や寺院の法人格に関する研究に基づいているが、牧氏も当該論文においてギールケの研究を引用している点は注意を要する。しかし、牧氏は、ギールケに依り、西欧中世の教会法において確立した集会における「多数にして健全なるもの」の原理が、わが国中世における「任道理就多分」の原理と相似たものであるとしながらも、「併し我国の寺院法では評決者の権勢(auctoritas)、彼の意見及び信仰心(ratio et pietas)並に善良の動機及び心情の平穩(bonus zelus et aequitas)等を評価の模範としたやうな制度上の発達を認むることは出来ぬ」(『法学論叢』一七―六、八二頁)として、西欧中世の教会法とわが国中世の寺院法との違い

について指摘している。

なお、この問題を考えるに当たっては、かつて日本文化論ブームが起きた際に超歴史的な文化のパターンが提示されたことに対して、石井紫郎氏が、「筆者は法意識を超歴史的・固定的なものと予断することを差控え、国制史の変容との関連において追求したいと考えている」(『国制史研究II 日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年、七七頁)と述べられ、水林彪氏が、「最近、『日本の法観念』は、超歴史的、観念的な日本文化論の一環として論ぜられる傾向が強い。しかし、私は、法と法観念が歴史的に変化するものであることを知る者として、このような見方に賛同できない」(『法意識の研究』へ『法社会学』三五)有斐閣、一九八三年、三五頁)と述べられたことが注目される。「国制史」については、第三章「近世の国制と寺院法研究の意義」で述べる。

(9) 細川・前掲『日本中世寺院法総論』二七頁。

(10) 同右、二七頁。

(11) 『日本中世寺院法の研究』(敬文堂、一九八七年)第三章第三節「清祓考」、同第四節「死罪考」参照。

(12) 同右、二六九頁。

第二章 近世寺院法研究

第一節 基本的な論点

わが国の歴史をみると、寺院法の発達は国家権力による寺院統制の度合いに大きく左右されたことがわかる。律令時代の寺院は、朝廷が制定した僧尼令によって統制されたが、牧健二氏が指摘したように、令の規定は寺院の「自治」をある程度認めたので、ここに寺院法の制定法上の淵源を見出すことができた。平安朝になると、寺内の「自治」は僧尼令の規定を超えて発展し、中世になると慣習法としての寺院法が形成された。中世の大寺は権門として、独自に

寺内はもとより庄園を支配する、いわば公権力の主体となったのである。これが戦国時代を経て織豊政権が成立する過程で、権門としての地位を徐々に失い、江戸時代になると寺院法度が制定され、寺院は完全に幕府権力の統制下におかれたと一般に理解されているが、ではこの時代の寺院法の形成はどうであったのだろうか。

ところで、これまで述べてきた寺院法とは狭義の寺院法、つまり宗派・寺院自らが定めた法を典型として意味しているが、寺院法とは広義には宗派・寺院に関する一切の法、つまり江戸時代というならば、幕府や藩が定めた宗派・寺院に関する法と宗派・寺院自らが定めた法の総体を意味することは、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」(二)で述べた通りである。そこで筆者は、幕府の宗派・寺院に関する法、各宗派の法および個別寺院の法を総称して寺院法(寺法)と呼び、それぞれの寺法を指す場合は幕府寺法、宗派寺法、個別寺法と呼んでいる。⁽¹⁾ さらに各藩が定めた寺法が考えられるが、これについては今後の課題としたい。

したがって、このように考えると、寺院法はどの時代においてもそれぞれ形成されたことになるが、牧氏のいう寺院法、つまり狭義の寺院法は中世においてもっとも発達したといえる。これは確かな歴史的事実であるが、江戸時代について考える場合に問題となるのは、第一には、右に述べたように、江戸時代の寺院は幕府による強い統制を受けたが、さりとて狭義の寺院法が当時まったくみられないかというところではないこと、第二には、幕府や藩は、実際においては出世間の領域に関係した寺院の統制に、様々に苦慮していたと考えられることである。⁽²⁾ こうした問題を一つひとつ調べることによって、当時の寺院法の体系および幕府や藩の寺院統制の実態を解明することが、今後の近世寺院法研究の基本的な論点であるといえよう。

第一の問題に関して、筆者は浅草寺の寺法の解明を中心として、これとの関係において可能な限り、幕府寺法および天台宗の宗派寺法について論じてきた。そこでは、まず当時の宗派・寺院がどの程度の「自治権」を保持していたかを知るための一つのメルクマールとして、宗派・寺院の有する裁判権について調べ、⁽³⁾ さらに宗派・寺院の国制上の

位置について触れてから、その基礎の上に、前述したように、近世寺院法の体系的考察のための一試案を提示したのであるが、筆者はまだ浅草寺の寺法や浅草寺が属する天台宗の宗派寺法について論じたにすぎない。各宗派・各寺院の場合の解明は、今後の課題として残されている。

この第一の問題に関連して、中世の諸大寺で発展した僧侶集会在が、近世以降どう変化したのかについては、豊田武氏によって、寺領庄園の減退と共に寺院の世俗的権威が失墜し、僧兵の常備が必要でなくなったことを契機に、集会の参加者が大衆から特定の選出者に限定されるようになったが、本山制度の確立もあり、その組織については一層の整頓をみるようになり、現代の宗会と直接の関連を有するものになったと論じられている。また、清田義英氏は、中世の寺院集会是寺領庄園の崩壊などによる寺院勢力の衰退にもなってその本質を解体し、ついには近世寺院の一評議機関としてその形骸をとどめることになった、と指摘している。しかし、これまで近世の個々の寺院の集会についてはまだ十分に論じられてはいないといわねばならない。筆者も、浅草寺における勘定集會や役者選出のための一山集會について調べてきたが、浅草寺に限っても、僧侶集會の全体像についてはまだ明らかにはできていない。今後、こうした研究を進めて、豊田氏や清田氏の指摘を裏証していく必要がある。

第二の問題に関しては、現在、刊行が進められている石井良助・服藤弘司編『問答集』⁸からわかるように、大名、旗本をはじめ幕府諸役人たちはそれぞれの支配地にある寺院の取扱いに苦慮しており、そのために夥しい数の寺院に関する問い合わせを幕府に寄せている。例えば、僧侶の処罰や引導、寺院の修復といった問題が、同『問答集』には数多く記されているのである。こうした寺院法度などの幕府制定法の理解だけでは解けない諸問題を明らかにすることによって、寺院が実際にどのような統制されていたのかを知ることが、今後の課題として残されている。

寺法自体の内容についての基本的な論点については、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」¹⁰で述べたのでそれに譲るが、第三章で論じる近世の国制との関連でい

えば、僧位僧官をめぐる朝廷と各宗派の関係、本山の末寺支配、寺院住持の任免や得度、寺院の寺僧支配や寺領支配等に関してどのような寺法が定められていたのかという問題が考えられる。これらを含めた今後の研究課題については、近世の国制について論じた後に「結びにかえて——近代法との接点と今後の課題——」で改めて述べたい。

注

- (1) 「近世後期における浅草寺別当代の就任過程」(『創価法学』二八—一、一九九八年)「はじめに」参照。
- (2) この問題については、「寺社取扱い問答に関する一考察——東京大学所蔵江戸幕府寺社奉行関係文書を中心に——」(『創価法学』三一—三、二〇〇二年)参照。
- (3) 「近世寺院法の研究——金龍山浅草寺の場合——」(『創価大学大学院紀要』八、一九八六年)参照。
- (4) この問題については、拙稿・前掲「江戸時代における金龍山浅草寺の『一山体制』——近世寺院法研究の第一段階として——」の注(3)で触れた。
 なお、これに関連して、幕初に各宗派ごとに定められた寺院法度の起草に際して、僧侶である金地院崇伝が宗派側の意見を容れたことや、日光東照宮の建立や檀家制度の創設に際して、宗教が重要な役割を果たしたことの持つ意味についても再考の余地がある。なぜならば、幕府は、宗教を一方的に統制しただけではなく、他方では宗教の威力や庶民の信仰心を巧みに利用して、自らの権力基盤を固めたものと思われるからである。この点については、詳しくは本章第四節「中世寺院と近世寺院」で論じる。
- (5) 豊田・前掲『宗教制度史』(豊田武著作集五)一〇四—一〇七頁。
- (6) 清田・前掲『日本中世寺院法の研究』二二頁。
- (7) 拙稿・前掲「近世寺院法の研究——金龍山浅草寺の場合——」、同「近世後期における浅草寺役者の就任過程」(『創価法学』二八—三、一九九九年)参照。
- (8) 石井良助・服藤弘司編『問答集』創文社刊。『問答集』各巻に収録されている問答集は以下の通り。
 - 1 「三奉行問答」(服藤弘司担当、一九九七年)
 - 2 「時宜指令」・「三奉行伺附札」(藪利和担当、一九九八年)
 - 3 「諸例撰要」・「諸家秘聞集」(工藤祐董担当、一九九九年)
 - 4 「三秘集」・「公裁集」(吉田正志担当、二〇〇〇年)

5 「三聴秘録」(大平祐一担当、二〇〇一年)

6 「青山秘録」(本間修平担当、二〇〇二年)

(9) 拙稿・前掲「寺社取扱い問答に関する一考察——東京大学所蔵江戸幕府寺社奉行関係文書を中心に——」参照。なお、神社についても同様に考えることができると思われる。

第二節 幕府法と寺院法

次に、近世の幕府法と寺院法との関係について考えてみたい。広義の寺院法についていうと、寺院法度をはじめとして幕府が宗派・寺院統制のために制定した法、すなわち筆者のいう幕府寺法は幕府法そのものである。同様に、各藩が藩内の寺院・僧侶に宛てて定めた法は、藩法として存在する。その下に狭義の寺院法である宗派・寺院が独自に定めた法、すなわち筆者のいう宗派寺法・個別寺法が位置付けられると云ってよいだろう。

では、この狭義の寺院法の形成に対して、幕府はどの様な方針で臨んだのであろうか。幕府が、例えば宗派内の法義に関する訴訟については、第一次的にはその宗派の統制機関が裁判することを認め、第二次的すなわち宗派内で解決できぬ場合は幕府自ら裁判したことなどから推測すると、幕府は世俗に直接関わらない宗派・寺院内の問題にはなるべく介入しないという方針をとっていたと考えることができ、そうであるならばここに寺法形成の一つの根拠を見出せるが、この問題については、今後さらに、幕府と宗派・寺院との関係を幕府と藩との関係や幕府と穢多・非人と云った特殊民との関係等と比較して考察することが有益であると思われる。⁽²⁾ただし、後述するように、幕府の方針には時代的推移があり、江戸時代を一律に論じることができないのであるが、この点に関しては後に若干触れることにして、詳しくは他の機会に譲りたい。加えて、大名や旗本が持つ領内の僧侶に対する裁判権についても、ここで述べる余裕はない。

なお、宗派・寺院外の世俗の法に関する問題、例えば通常の犯罪事件については、僧侶であっても幕府の刑罰権に服したのである。ただし、身分が動くほどの科刑に際しては、本寺・触頭に通達することになっていた³、幕府は明和七（一七七〇）年には特別に「寺社方御仕置例書」を定めている。この「寺社方御仕置例書」については後述する。

ここで検討を要するのは、狭義の寺法と世俗の法とにわたる問題である。これに関する法については、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法——」(二)で「世俗関連法」と名付け、これには土地法、取引法、相続法の各法領域が考えられることを論じたが、右に述べた僧侶刑罰に関していうならば、女犯の問題についても考えておかなければならない⁵。

女犯とは、そもそもは淫戒を僧侶が破ることであり、宗派内の法義に関する問題であったが、江戸時代においては、浄土真宗と当山派修験道を例外として、幕府法によって敵罰に処せられた。「公事方御定書」第五二条には、次のように定められている⁶。

五十一 女犯之僧御仕置之事

元文四年極

一 寺持之僧

遠 島

享保六年極

一 所化僧之類

晒之上、本寺触頭

江相渡、寺法之通

可為致、

寛保二年極

一 密夫之僧

寺持所化僧之

無差別

獄 門

ここでは、世俗の法である幕府法において、密夫の僧侶の場合に限ってではあるが、死罪までもが規定されたのである。ただし、寺持ではない下級僧侶の女犯については、最終的に本寺・触頭に身柄が渡され、宗派内の寺法による処罰が認められている。⁽⁷⁾ その処罰の内容について平松義郎氏は、浄土宗、真言宗では脱衣追放という重刑を行っており、『祠曹雜識』卷二八にも、⁽⁸⁾

都而所化僧之類晒之上本寺触頭江引渡候得者夫々寺法ハ有之候得共先ハ脱衣申付候趣ニ相聞候

とあることから、脱衣についてはおおむね他宗でも共通のものであったと論じられている。⁽⁹⁾

このように、女犯については、もともとは仏教の教えとして禁じられた行為を、世俗の法が僧侶統制の一環として禁じるようになったものということができよう。今後は、各宗派内における寺法上の処罰の実態を詳しく調べて、それが右の「公事方御定書」第五二条の制定によってどの様な影響を受けたのかについて考える必要がある。⁽¹⁰⁾

これに対して、例えば筆者のいう取引法の法領域にある借金銀寺法などは、貨幣経済の発達を遂げた世俗社会に寺院・僧侶が巻き込まれ、そこに生まれた借金銀問題への対応策として宗派・寺院側が定めたものということができるのではないか。なお、この寺院・僧侶の借金銀は、寺院存続に関わる重大問題であったので、浅草寺の場合、寺法は慣習法としてあるのが一般的であるが、これについては「浅草寺一山借金銀寺法」⁽¹¹⁾が定められ、浅草寺の寺務日記である『浅草寺日記』にその規定内容が記されていることは注目に値する。

最後に、「寺社方御仕置例書」について触れておかなければならない。なぜならば、幕府は、この「寺社方御仕置例書」において、女犯以外の宗派内の法義に踏み込む規定を設けているからである。

幕府は、幕初の各宗寺院法度、⁽¹²⁾そして全宗派を対象とする寛文五(一六六五)年の「諸国寺院御掟」(「諸宗寺院法度」)⁽¹³⁾においても、本寺による末寺支配を法定することによって、宗派内に介入したが、宗派・寺院内の個々の法

義に直接関わる事項については各宗派に委ねている。享保七（一七二二）年の「諸宗僧侶法度」では、僧侶が「世事之利害」に執着し、また訴訟に及び、「仏祖之制戒」に背いている事実を戒めるに至っているが、宗派・寺院内の法義に直接関わる規定はまだ設けられていない。¹⁴ 前述したように、寛保元（一七四一）年一月の御触書は、この間の事情を反映して、「諸宗之寺院本末論、或録役座階法系住番世牌等其外法義二掛り候公事訴訟」¹⁵は、第一次的にはその宗派の統制機関が裁判することを認めていたのである。

ところが、「寺社方御仕置例書」になると、第一五条に「寺法寺例を背候者御仕置之事」という規定が設けられた。そこには、

年数未満之者偽申、出世之許状

退院

賞候もの

世寿法騰不吟味^二而、末寺之後 本寺

住申付候者

隠居

但、許状願取次候役僧、逼塞、

出世願之節、不遂吟味、本寺之請

合証文^二而許状出すもの

永蟄居

一派^二而致問敷法要、猥致修行

閉門

もの

但、新法之帳面を一派掟書之由於申立は、掟書取上遠慮、

門中移転之儀、触頭江不相届

遍 塞

一 申付候もの

などと定められており、⁽¹⁶⁾「出世」や「法臆」、「法要」といった宗派・寺院内の法義に直接関わる事項違反に対する仕置が、宗派を超えて一律に法定されているのである。

以上のように、江戸時代においても、宗派・寺院の「自治法」としての寺法が形成される余地が確かにあったが、幕府は寺院法度を発布し、「寺社方御仕置例書」を定めるなどして、寺院の世俗社会に関係した側面からやがて法義の問題へと、その統制の手を徐々に入れていったのである。そこで次には、この宗派・寺院の「自治」と幕府による統制とがどのような関係にあり、それが中世の場合とどう違うのかという問題を解明するために、国制史研究の成果に学ぶことにしたい。

注

(1) 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)一一二二三号。

(2) 平松義郎氏は、幕府が大名、旗本・御家人、公家、寺社、特殊団体(穢多非人らの特殊民集団、および当道の座)に刑罰権を公認していたことを論じられ(『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、本論第一部)、寺社に関しては、「寺社の教団内において、本寺・触頭などの最高ないし統制機関が、教団員に科した刑罰ないしその場合に準拠した刑法は、どのようなものであったか。これこそ厳密な意味で寺社法の名にふさわしいものであるが、教団自治法史料は、儀式、座階、服制、勤行など教団の組織、修行、生活に関するものは比較的残っている——現行法として生きていることもある——のに対し、刑事法規は甚だ明確ではない。仏教については、各教団を個々のに実証すべき適当な史料を知らない」(同三五〇頁)と述べておられる。また平松氏は、大名、旗本・御家人、公家、寺社は領主的刑罰権を有し、特殊民集団の長である当道の座の長は団体的刑罰権を認められ、寺社はこの領主的刑罰権と団体的刑罰権の両者を保有したと指摘された(同一二二頁)。この点について筆者は、「江戸時代の公家に関する裁判権」(『創価大学大学院紀要』六、一九八四年)で、公家も寺

- 社と同様に考えられると論じ、また「『浅草寺日記』に記された寛政三年の僧侶刑罰法規について——近世後期における僧侶刑罰の一齣——」（『創価大学創立二十五周年記念論文集』一九九五年）で、寺院の刑事法規について考察したことがある。
- (3) 平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三三九～三四八頁。
- (4) なお、縁切寺法などもこれに加えることができよう。縁切寺法については、いわゆるアジールの問題としても考える必要があるが、離縁という世事に寺院法が関係したという意味において、「世俗関連法」の問題として理解してよいと思われる。近世におけるアジールについては、高木・前掲『縁切寺満徳寺の研究』第一部第一章「アジールの近世的変容としての縁切寺」参照。
- (5) 平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三四八～三五〇頁参照。
- (6) 法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』別巻（創文社、一九六一年）九三頁。
- (7) 平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三四八～三五〇頁参照。
- (8) 『祠曹雜識』二（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』八、汲古書院、一九八一年）六四〇頁。
- (9) 平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三五四頁。
- (10) 中世の真宗教団では「生害」と呼ばれた死刑が行われ（笠原一男『中世における真宗教団の形成』新人物往来社、一九七一年、三一～三四頁）、近世においても修験道では「石子詰」と呼ばれた死刑が行われ、幕府もこれを認めたこと（和歌森太郎『和歌森太郎著作集』二、弘文堂、一九八〇年、二二五～二二七頁）については、拙稿・前掲『近世寺院法の研究——金龍山浅草寺の場合——』注（17）で記した。ただし、平松氏は、江戸時代後半期にもこのような死刑が行われたかどうかは不明であると述べられている（前掲『近世刑事訴訟法の研究』三五五頁）。
- (11) 『浅草寺日記』二（金龍山浅草寺、一九八八年）九〇頁。拙稿・前掲『近世寺院法の研究——金龍山浅草寺の場合——』参照。
- (12) 「御当家令条」（石井良助校訂『近世法制史料叢書』二、創文社、一九五九年）巻六～巻一二参照。
- (13) 「御当家令条」一一三五号。
- (14) 法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』五（創文社、一九五九年）二五八八号。
- (15) 『御触書寛保集成』一一二二三号。
- (16) 『徳川禁令考』別巻、一八一～一八二頁。

第三章 近世の国制と寺院法研究の意義

第一節 近世の国制

日本法制史家による近世の国制に関する研究は、石井紫郎氏の『国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』(一九六六年^①)を嚆矢として、水林彪氏の「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(一九七七—一九八二年^②)を契機に活発となり、その後は法制史家にとどまらず近世史家による研究も積み重ねられている。その研究史の詳細や現在の到達点および課題については、このような小論では逐一紹介する余裕はないが、石井氏、水林氏の諸論考を中心に本論との関係上特に必要な研究については以下に述べる。

この国制についての歴史学である国制史とは、^③国家史や^④社会史と区別して、社会と国家の全体構造の変化を問題とする歴史学であるが、近世は近代とは違い国家的統合を実現した徳川幕府が排他的に立法権、徴税権、裁判権の行使をしたのではなく、各藩や公家、寺社、その他特殊民の団体といった社会集団にもある範囲内でその行使が認められていたので、国制史研究の役割は極めて大きいといわねばならない。そして、こうした近世の国制の特色は、当時の法のあり方に多大な影響を及ぼしたのであるが、それは寺院法においても同様なので、国制史研究は近世寺院法の理解のためにも必要な^⑤のである。

ところで、右の論述においては、何の断りもなく「国家的統合」、「裁判権の行使」、「社会集団」といった用語を使っているが、いま説明したように、近世の国制は近代のそれとは大きく違っているので、われわれが近代国家の一員として一般にかつ無意識に用いることもある用語をそのまま近世史理解のために使うと、様々な誤解を招いてしまうのである。

うことを指摘しておきたい。しかし、こうした問題に留意して、以下に述べるように、「近世国家とは何か」、「国家や社会集団の権力行使の本質をどう理解するか」という課題に答えてきたのが、ほかでもない国制史研究なのである。

さて、石井氏は、わが国における「中世的土地所有法研究と近代的土地所有法研究との間の研究史上の空白をうめるという目的をもって」日本法制史研究をはじめられたが、中世から近世への発展を解明する研究の過程で、近世社会さらには中世社会の構造分析の必要に直面し、これまでの伝統的な法制史学や経済史学等の学説史を検討された結果、「法、経済、政治、文化等々の近代社会固有の frame of reference にとらわれずに、それぞれの歴史的社会に固有な構成原理を把握することが歴史学の課題とならねばならない」と考え、ドイツで進められていた国制史研究を紹介された。石井氏は、川島武宜編『法社会学講座』九（一九七三年）⁷第三章第五節で古代より近世までの国制史を俯瞰され、中・近世を中心とする各時代の国制および古代から近代初頭に至るその変遷過程については、後に『国制史研究II 日本人の国家生活』（一九八六年）に収録される諸論考において、緻密な論理を駆使して説かれている。

石井氏は、「国制」、「国家生活」といった概念を用いられたことに現れているように、それまでの法制史研究にはない問題意識と方法論をもって研究を進められているが、ここでは石井氏にはじまる国制史研究について、宗派・寺院の「自治」を考える上で特に注目される問題にテーマを絞って考察を加えてみたい。

まずはじめに、石井氏の国制史研究の中心には、中世から近世への国制の変化をどう理解するかという問題があるが、この変化は寺院社会には如何なる影響を及ぼしたのであるか。石井氏は、鎌倉時代においては「正当な暴力行使権を独占する国家権力」がいまだ確立しておらず、したがって訴訟制度においては正統な裁断権が「高権力」によって独占されず、自力救済に積極的效果が一定の範囲で付与されていたと説かれた⁹。すなわち、鎌倉幕府の法体系には、公的裁判による「理非」判断権の独占と自力救済の制度的承認による「理非」判断権の分有という「二つの相反する原理」があったというのであるが、これらが相互にどのような「構造的連関」にあったかということを石井氏は「光

と「影」の関係に喩えられ、日が高くなるにつれて「影」は短くなると論じられた⁽¹⁰⁾。ただし、この二つの原理の関係は実は「光」と「影」の関係ほど単純ではなく、例えば鎌倉時代においても少なくとも「高権力」の側には、自力救済としての暴力行使を不当なものともみなす考え方がすでにみられると石井氏は指摘されている⁽¹¹⁾。この「光」と「影」という両者の関係は、やがて「中世と近世のあいだ」⁽¹²⁾に位置する国人一揆が媒介したのち江戸幕府の成立により、前者が後者を圧倒して行き、「影」は短くなってやがてほとんど消えてなくなると石井氏はいわれているのであるが、「影」の消失の仕方についてはなお考えていかねばならない点があると思われる。

江戸時代においては、「高権力」に関与せず自力救済により事件を解決する余地はほとんど失われたことは確かである。例えば武士の家の場合、水林氏がいわれるように、「父」として保有する刑罰権はすべてが剝奪されたわけではないが、それも「上位権力によって他律的に設定された」(例えば藩による許可)「当主」である限りにおいて認められたものであり⁽¹³⁾、また石井氏がいわれているように、敵討でさえも「公権力の刑罰執行体系」の中に組み入れられ、その遂行が義務になった⁽¹⁴⁾。

ということは、江戸幕府は「正当な暴力行使権を独占する国家権力」ということができるのであろうか。石井氏は、当時は大名が立法権、徴税権、裁判権を独自に行使していたことは認めているが、しかし、幕府は意のままに諸大名を転封・改易に処すことができ、大名の側にも藩を預かったという意識があったという事実により、近世日本を西欧のようにレーン制を媒介とする封建国家に比定するよりも、「幕府を一応の頂点とする実質的な統一国家」であるとした方が自然であるとされた⁽¹⁵⁾。石井氏によると、確かに大名は独自に藩法を制定することもできたが、それも実際は多くの場合自発的に幕府法に倣ったもので、いわば下位集団の法にすぎなかったから、「自己規律の法でなく、自主規制ないし上位集団の法の下請的機能を果たすものでしかなかった」⁽¹⁶⁾。また、石井氏は、右に述べた敵討については、「高権力」による刑罰権のいわば「代執行」という性格を帯びていたとも述べている⁽¹⁷⁾。こうした事実は、將軍との関

係において、大名が封建国家のレーン制における家臣とも、近代国家の官僚とも違い、マックス・ヴェーバー (Max Weber) のいう「家産官僚」に似た存在であり、⁽¹⁸⁾ さらにその下にあった武士たちも彼らの主君と同様の関係にあったということを示している。

この大名を「家産官僚」としてみようとする理解については、水林氏によって、紀州藩⁽¹⁹⁾の場合を例にして詳細に論じられたが、その結果として水林氏は、こうした官僚を生んだわが国近世の国家権力は、ヴェーバーのいう「家産官僚制国家の専制的家父長制的類型」といいうるもので、「議会主義」、「法治国家思想」、「自治」という自由主義的民主主義の最も重要な諸要素の母胎である君主権力から自立した旧身分制的な自由の精神が生きていた、西欧前近代の「家産制国家の身分制的類型」とは違うとした。それは、「君主に『原理的には完全に自由な恣意が存在する』ところの『真の専制政治』、『支配の機関としての官吏』を擁する『唯一人の個人による大衆支配』、君主と臣民との関係が『父と子との間の権威主義的關係』として構成される第二次的な家父長制秩序である」という。⁽²⁰⁾ そして、水林氏は、大名の支配した藩は幕府に強く従属した極めて独立性の弱い、ヴェーバーのいうライトゥルギー (Leitungs) 的強制団体であると説明している。⁽²¹⁾ したがって、幕府の権力行使は、原理的には幕府の「家産官僚」が一元的に担うことになるが、事実上においては、例えば幕府権力の監視の下でこれを諸藩に「代執行」させることがあったということになる。また、水林氏は、個々の武士の敵討などについても、ライトゥルギー的需要充足の一例とみなされている。⁽²²⁾ すなわち、近世になると、武士の家もライトゥルギー的強制団体に転化せしめられたことに照応して、「かつての自律的な武力行使としての敵討は、国家権力に従属しこれを補完する体制内的な強力に転化せしめられた」というのである。⁽²⁴⁾ つまり、水林氏によると、「近世的世界の成立とは、一切の自律的権力を『私』的権力として否定した『公』的国家権力の成立にはかならなかった」ということになり、⁽²⁵⁾ そうであるから幕府は「公儀」と呼ばれ、大名や地頭などの権力行使は「公儀」の権力の個別的執行にすぎないということになるのである。⁽²⁶⁾

では、このように近世の国制を理解した場合、宗派・寺院についてはどう考えたらよいのであろうか。これについて水林氏は、次のように述べている。⁽²⁷⁾

世俗権力に対してそれぞれに一定の自律性を保持していた仏教諸勢力も、織田信長の山門の焼討、一向一揆の鎮圧以来、世俗権力の前にはほぼ完全に屈服し、近世盛期の諸寺は、神社奉行という国家官僚制機関の下で、本末制度という寺の上位下位の階序制秩序に編入され、宗門改の制を通じて世俗権力への奉仕を義務づけられ、さらに、檀家制度の確立とともに完成された官僚制的支配組織へと整備されていった。

これは仏教史の通説的理解といってよいが、水林氏は仏教諸勢力においても、中世に保持していた「自律性」は近世に入って失われたとみている。ただし、水林氏は、ここでは「仏教諸勢力」として宗派・寺院を一括して論じているが、宗派・寺院に関しては、①宗派内の末寺支配の次元、②寺院内の僧侶支配の次元、③寺領内の領民支配の次元、④檀那寺の檀家支配の次元に分けて、それぞれの支配の実態について考える必要があるのではないか。また、この宗派・寺院に対する幕府の支配は、寺院法度を基礎に本山を頂点とする本末制度を通して、上から寺院を統一的に支配していったことは確かであるが、⁽²⁸⁾各寺院は御料、私領を超えて全国に散在していて、幕府および諸藩はこうした領内の寺院をそれぞれ個別に直接支配しなければならなかったのであるから、その実態についても詳しく調べてみる必要がある。⁽²⁹⁾そして、例えばこの各宗派の本山による末寺支配のあり方を大名による藩の支配と比較したり、住職による寺内の子院支配を武家の当主による家の支配と比較したりすることによって、それらの間に共通する性格を見出すことなどができるのであれば、⁽³⁰⁾「仏教諸勢力」の「自律性」の問題ばかりではなく近世の国制をより正確に把握することが可能になると思われる。⁽³¹⁾

また、一九八五年に刊行された木村尚三郎・他編『中世史講座四 中世の法と権力』に掲載された座談会「中世におけるイエ」では、水林氏は国家と家との関係という問題に焦点を当てて、次のように発言している。⁽³²⁾

日本の場合、宗教勢力は中世においては、世俗権力から自律的ですが、近世になると、世俗権力の支配の道具になっていきます。近世国家権力が農民の家をつかまえる方式の一つが、宗門人別帳であったということがそのことを象徴しています。このようにみると、家の国家からの自律性の問題は、人間の精神（宗教）の自律性の問題にかかわってきますね。

ここで指摘されているように、江戸時代においては、家と宗教（仏教）が媒介して国家が人々の内面の領域を支配するという問題が出てくるのであるが、こうした次元の問題に国制史研究はどうアプローチできるのかについては検討を要するので、これについては、「結びにかえて——近代法との接点と今後の課題——」で改めて論じることにした。

さらに、一九八七年に刊行された『封建制の再編と日本の社会の確立』には、

幕藩体制における聖俗の関係は、西欧の「ひとつの教会と多数の国家」に比していえば「ひとつの朝廷・幕府とその下の多数の小国家（藩）、多数の教会（寺院）」とでもいえるものであった。

とあり、水林氏が近世の国制における寺院の地位について西欧との比較を通してどう考えられていたかを窺うことができるのであるが、この点に関しては次節以降で水林氏の近世国制史理解について整理してから論じることにした。

述べてきたように、国制史研究の成果に依拠して宗派・寺院の研究を深化させることが可能であるならば、それは翻って近世の国制の全体像の解明に寄与することになるであろう。そして、先に述べた近世における「『影』の消失の仕方」を、宗派・寺院の場合という一側面からではあるが理解できるようにするのはなからうか。

以上、中世から近世への移行を知る上で国制史研究が果たしてきた役割の一端を伝えることができたと思うが、次ぎには、これまでの論述においてすでに使ってきた「自治」、「家産」という用語の意味を確認することによって、近世の国制について考える上での基本的な論点を整理しておきたい。

注

- (1) 石井紫郎『国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』(東京大学出版会、一九六六年)。
- (2) 水林彪「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(『国家学会雑誌』九〇—一・二、同一五・六、九一—五・六、九二—一・二、九四—九・一〇、九五—一・二、一九七七—一九八二年)。
- (3) 「国制史」という概念については、石井・前掲『国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』「序」、水林「国制の比較史的研究のための枠組みについて」(鈴木正幸・水林彪・渡辺信一郎・小路田泰直編『比較国制史研究序説——文明化と近代化——』柏書房、一九九二年)参照。
- (4) 水林氏は、国家に関する考察には法律論や官僚論、軍隊論等の国家装置論といった国家の実体論の中核的問題の解明が不可欠であるが、近世史家による国家史(幕藩制国家論)研究の魁となった佐々木潤之介編『体系日本国家史三 近世』(東京大学出版会、一九七五年)においても、これらの問題については正面からはとりあげられなかったと述べている(前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(六七四頁)。
- (5) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(六)の「結びにかえて——本論の総括と残された諸課題について——」参照。
- なお、国制史研究が活発に行われるようになる以前の法制史研究においても、近世の国家史や幕府の権力構造について論じられていたが、ここではその代表的な研究として石井良助氏の国家史研究、天皇研究、権力構造論について触れておきたい。石井氏は波動史観と自ら名付けられた独自の歴史観(『日本史概説』創文社、一九五三年の「序」、『体系日本史叢書四 法制史』山川出版社、一九六四年の「まえがき」)に立って、日本の法制史の時代区分をされたが、「法制史は歴史の骨格」(『日本法制史概要』創文社、一九五二年の「序」)であるという理解によるものと思われるが、『略説日本国家史』(東京大学出版会、一九七二年)ではこの法制史におけると同様の時代区分を国家史においても行っている。石井氏がこの『略説日本国家史』の「はしがき」で「日本の国家史というような本はまだないようなので」と記されているように、同書は前掲の佐々木潤之介編『体系日本国家史三 近世』より前に公刊されたが、いわゆる公法史の観点から日本法制史をみるというもので、新しい国家史固有の体系を構築しようと試みた研究ではない。また、石井氏は、戦後いち早く『天皇——天皇統治の史的解明——』(弘文堂、一九五二年。後に石井氏は、天皇政治には「刃に血ぬらざる伝統」および「不親政の伝統」があるとして、『天皇——天皇の生成および不親政の伝統——』山川出版社、一九八二年を出版している)を執筆されたが、そこでも天皇制の変遷は法制史の時代区分に沿ったものであるとした。近世については、「天皇統治権の名目化」(同書、一四一頁)の時代であるとして、朝廷外に対する天皇の権能には官位の授与、暦の制定、年号の制定があるが、これらも実質

的には幕府の意向によって決められ、天皇の権能は形式的な名だけのものであったと論じている。しかし、これらは全国的性格を有する大権であり、名目的であるとはいえず天皇には統治権の権能が全然なかったわけではないとしている（同書、一五七―一六四頁）。この天皇の権能についての理解は、その後の近世史研究に大きな影響を及ぼしたが、石井氏は天皇はなぜこのような権能を保持できたのかについては多くを語られなかった。石井氏の権力構造論についても、同様のことがいえると思われる。石井氏は、江戸時代の將軍は最高政治権力者であるが、律令国家の天皇のような「統一」権力を有していたのではないと論じた。すなわち、將軍は御料については直接統治したが、諸藩については、君臣関係にある大名個人を直接支配したにとどまり、土地・人民は間接的に統治したというのである（石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』創文社、一九八九年、一四―一九頁・二九―三三頁。江戸時代の権力構造に関する他の代表的な法制史研究としては、後述する服藤弘司氏の『幕藩体制国家の法と権力』I、VI、創文社、一九八〇―一九八七年がある）。このような統治の仕方を石井氏は「統合」（江戸時代では「統轄」と表現された。前掲『江戸時代土地法の生成と体系』二九六頁）と表現したのであるが、しかし、ここでも石井氏は、幕府はなぜ全国を「統合」ではなく「統一」しようとはしなかったのかということについては多くを語られなかった。しかし、石井氏は、このような研究課題が残されていることを自覚されていた。石井氏は晩年、筆者に対して、「かつて、波動史観の命名に際して、波形式史観としようかとも考えたが、それでは静的なイメージになってしまうので、動的なイメージの波動史観に決めた。しかし、波動史観に関する研究は、結局、日本の法制史が波の形を描いて変化したという形態を跡づけるにとどまった。それは歴史発展の典型を示すものと思われるが、この波の形態を決めた動力、すなわち歴史のダイナミズム（dynamism）については今後の課題であり、その説明のためには、大変困難な作業であるが、学者や為政者ばかりではなく、何時の時代も底辺にあってその時の法制を支えた庶民の法意識を分析することが重要な手掛かりとなるであろう」との趣旨の発言をされた（石井氏は前掲の『略説日本国家史』の「はしがき」において、「日本の国家がこのように、綺麗な波動的発展をしており、また各時代が前期、中期、後期と綺麗に分かれているのは不思議なぐらいであるが、こういうことが可能であったのは、日本がアジア大陸とは海を隔てて南北に横たわる列島よりなるという地理的特性が、大陸文化の不断の強烈な影響を困難とし、かつ上世の律令法、近代のヨーロッパ法、現代のアメリカ法の継受ないし受入れのごときも、前の時代の特徴の衰微した所になされたので、右の波動を破ることが大体においてなかったというところが、大きな原因をなしていると考えられる」と述べているが、これで十分な理由であるとは考えられていなかった）。石井氏は、波動史観を基軸にして「統合」と「統一」の変遷という観点に立って、日本法制史の全時代を体系的に論じるところを自らの仕事とし、残された研究課題の解明については後進の者に託そうとしたのであろう（以上に述べたことは、石井氏の発言や考えを筆者が主観的に斯く受けとめたというに過ぎず、石井氏が故人となった今ではこれを確認する術もないが、

石井氏の教えを受けた者の一人として、あえてここに記すことにした。

ところで、周知のように、この日本人の法意識の問題については、戦後いち早く川島武宜氏によって論じられていた（『日本社会の家族的構成』学生書房、一九四九年、『法社会学における法の存在構造』日本評論社、一九五〇年、『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店、一九五七年、『近代社会と法』岩波書店、一九五九年、『日本人の法意識』岩波書店、一九六七年等）。川島氏は、「西ヨーロッパの先進資本主義国家ないし近代国家の法典にならって作られた明治の近代法典の壮大な体系と、現実の国民の生活とのあいだには、大きながずれがあった。そのずれは、具体的にはどのようなものであったか」（前掲『日本人の法意識』五頁）という問題を提起され、これに対して従来比較的研究されていなかった側面、すなわち、「法」に関連して国民の多くがどのような「意識」をもって社会生活をいとなんできたかという側面からこの問題にアプローチされた（同書、六頁）。そして、川島氏は、「われわれ日本人が伝統的に、社会生活における規範とか、或いは規範によって媒介されている人間関係（個人と個人との関係）とかを、どのようなものとして認めているかということ、法との関係で問題にするときに、最も重要なのは、伝統的に日本人には『権利』の観念が欠けているということである、と考える」（同書、一五頁）と述べられた。ここで「伝統的」といわれているのは、直接には江戸時代を意味しているのであるが、江戸時代に近代的な権利意識が生まれなかった理由として、封建的な家族制度や協同体的意識に支えられた社会構造を指摘された（『日本社会の家族的構成』日本評論社、一九五〇年版、三二―三五頁・二七―五三頁）。この川島氏の研究は、一方で日欧の社会構造の違いを説明すること、他方で日本の「伝統的」社会を江戸時代以前にまで遡って説明すること、という方向で石井氏の後に続く法制史家に受け継がれたといえよう。

(6) 石井紫郎・前掲『国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』「序」。

(7) 岩波書店刊行。

(8) 「国家生活」という概念については、石井・前掲『国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』「はしがき」参照。もっとも、石井氏は同書所収論文の中ではこの語を一度も用いていないことを新田一郎氏が同書の「書評」（『歴史学研究』五八四、一九八八年九月）で指摘している。

(9) 石井・前掲『国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』一頁。

(10) 同右、六九頁。

(11) 同右、一頁。この点については、山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』（校倉書房、一九九〇年）三二四―三二六頁参照。

(12) 石井・前掲『国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』一〇九頁。

- (13) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(一)四〇〇〜四八頁。
- (14) 石井・前掲『国制史研究II 日本人の国家生活』二三八〜二三九頁。
- (15) 同右、二三四〜二三五頁。石井氏は、近世日本を絶対主義国家に比定することには反対している。山本博文氏は、水林氏の前掲論文に対する批判論文において、徳川絶対主義国家論を展開された(前掲『幕藩制の成立と近世の国制』三三九頁以下)。
- (16) 石井・前掲『国制史研究II 日本人の国家生活』二四〇頁。
- (17) 同右、二三九頁。
- (18) 石井・前掲『国制史研究I 権力と土地所有』九六頁。
- (19) 水林氏は「藩」という用語を使わないので、単に「紀州」と表現されているが、尾藤正英氏が水林氏と同論文の「書評」(『法制史研究』三二、一九八二年)で指摘されているように、これだけだと地名の意味にも解せられるので、本稿では「紀州藩」と表現した。水林氏は、「藩」を指す場合は『家』と表記し、個々の武士の「家」と区別しているが、本稿ではこうした表記の区別はしない。
- (20) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(六)六三〜六四頁。
- (21) ライトゥルギーについては、マックス・ヴェーバー『支配の社会学』I(世良晃志郎訳、創文社、一九六〇年)一五二頁、一八四頁以下。
- (22) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(二)四〜五頁。
- (23) しかも、水林氏は、前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(一)四八〜四九頁で、ヴェーバーがライトゥルギー的強制団体には、西洋のような君主に対して「広範な独立性」を有する場合と、これとは逆に東洋のような「総体的隷属関係」におかれている場合があると指摘していることを紹介され、近世における、家父が家長制的ないし「家産制」的支配を行使する権力体、つまり藩および武士の家は後者に属するとしている。
- (24) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(三)八四頁。
- (25) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(二)二五頁。
- 水本邦彦氏は、水林氏が論じる「日本中世における自律的権力の存在と近世におけるその否定というシエーマ」を批判されている(『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、一三三頁)。このシエーマについては以下でも触れるが、水本氏の批判については拙稿・前掲「江戸時代における金龍山浅草寺の『一山体制』——近世寺院法研究の第一段階として——」で紹介したことがある。

- (26) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(一)、一二頁。しかし、水林氏は、「集権的国制といわれる幕藩体制においてさえ、国家は暴力を集中・独占したのではなく、武装自弁の戦闘者の武力の自律性をおさえこんで、それらを極度に求心的に統合したにすぎなかった」(前掲「国制の比較史的研究のための枠組みについて」一八頁)と述べられ、大名についてはその領国において、「独自の軍隊と官僚制機構を有し、徴税権、裁判権、立法権、その他もろもろの行政権を行使していたから」、社会科学上の概念をもって表現すれば藩は国家であるといわれ、したがって近世の国制を「複合国家」であるとしているが(「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(二)一〇二頁)、この理解については山本氏の批判がある(前掲「幕藩制の成立と近世の国制」三三二〜三三四頁、三六一〜三六六頁)。他にも例えば、佐々木潤之介氏は、藩を単位とする領域経済が確立していなかったという事実を理由に、水林氏のいう「藩国家論」に対して疑問を述べている(『幕藩制国家論』下、東京大学出版会、一九八四年、六九七頁)。水林氏は、「近世の法と国制研究序説補論——山本博文「日本近世国家の世界史的位位置」によせて——」(一)(二)(『人民の歴史学』七八、七九、一九八四年)で、藩を国家とする考えを再説しているが、「複合国家」を構成する藩は藩一般ではなく、幕藩体制の支柱を形成した、外様大名を典型とする、戦国大名に由来するような藩であるとし、それを「複合国家」に対して「小国家」と呼ぶことを補足されている(『人民の歴史学』七八、一〇頁)。この論争に対する筆者の論評は後にすることにして、ここでは將軍に臣従する大名と將軍もしくは大名に直屬する個々の武士という次元を異にする権力主体の問題を整理して考えること、および水林氏がこの「複合国家」という国制は中世末戦国時代に形成され、近世に変化することなく維持されたとしている点の是非を考へることがポイントになると思われることだけ指摘しておきたい。
- なお、公儀については、藩を公儀として、幕府を大公儀と呼ぶ場合があったが(石井良助・前掲『日本法制史概説』三六五頁、深谷克己『近世の国家・社会と天皇』校倉書房、一九九一年、一三三頁以下)、朝尾直弘氏は、藩の公儀が幕府の公儀に全面的に吸収・包摂されることなく存在しつづけた事実を指摘されている(『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年、三一九頁以下)。この点に関する筆者の考えも後述することにした。
- (27) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(四)一〇一頁。
- (28) 例えば、幕府は本寺、触頭を通して末寺に寺院法度や触書を伝えていた。この点については、拙稿・前掲「近世寺院法の研究——金龍山浅草寺の場合——」で触れた。
- (29) 水林氏は前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」(六)の「結びにかえて——本論の総括と残された諸課題について——」七七頁で、「本稿は、『近世の法と国制研究序説』と題しながらも、近世の法と国制の主要な構成要素の考察を網羅してはいない」と述べられているが、論文全体の構成上、おそらく宗派、寺院内の問題にまで深く立ち入る余裕は

なかったものと思われる。

なお、幕府および諸藩による領内寺院の支配について知るには、先に述べたように、石井良助・服藤弘司編『問答集』の各巻が参考になるものと思われる。

(30) 山本・前掲『幕藩制の成立と近世の国制』三六四～三六五頁参照。

もっとも、統治に関与した武士と僧侶とでは国制上の役割が根本的に違うことを考慮しなければならない。この点については、石井・前掲『国制史研究II 日本人の国家生活』一六七頁以下参照。

(31) 山本氏は、前掲『幕藩制の成立と近世の国制』三六五頁において、藩を越えた本末制度を各宗派の本山が統合し、それを幕府が全体として掌握していたことは、水林氏の「複合国家論」では理論的に説明できないと述べている。

(32) 木村尚三郎・他編『中世史講座四 中世の法と権力』（学生社、一九八五年）三五二～三五三頁。

(33) 水林彪『封建制の再編と日本の社会的確立』（山川出版社、一九八七年）四五九頁。

第二節 「自治」

フリッツ・ケルン (Fritz Kern) は、その著『中世の法と国制』の「序論」で、¹⁾

法制史家は、フランク時代の「私法」とか、アングロ・ノルマン時代の「国法規範」とかという語を平気で用い、「事実」をこのような見出語のもとに整理することが許されるのに反して、われわれは、中世は「私法」を私法としては知っていなかったし、現代流の「国家」概念も知っていなかったということを、確認しなければならないのである。

と述べているが、これはそれまでの法制史研究にはない新しい視点をよく表現している。前述した石井紫郎氏の所論は、こうした視点を日本法制史に向けたものということができようが、「自治」という用語を使うに際しても同様の問題があることに注意しなければならない。ここではとりあえず、われわれが「自治」という用語をどの様な意味で使っているのかについて確認しておきたい。例えば行政法学においては、地方公共団体の「自治」権の根拠について、自然法的な地方権の思想に基づき、国家権力によって侵すことのできない固有の権利という理解と、国家の統治権の

一部を国家から与えられ、法律の範囲内で行使できる権利という理解とが学説上対立してきた。⁽²⁾ こうした現代の学説についてここで詳しく述べる余裕はないが、⁽³⁾ 第一章で論じた牧健二氏は、寺院法の研究において、後者の権利に基づくものという意味で「自治」という用語を使っているといつてよいだろう。⁽⁴⁾

牧氏は、中世寺院法成立の源流として律令時代における寺院の「自治」に注目したが、この「自治」の根拠として牧氏が指摘したのは、律令時代の僧尼の刑罰が、俗人とは別に僧尼令で定められたこと、および太政官による三綱の任命が、僧尼令の規定により寺内の衆徒の推挙に基づいてなされたことであった。この僧尼令は律令国家によって制定されたものであるが、こうした規定内容に牧氏は「自治」の源流を認めたのである。そして、牧氏は、平安朝以降、寺院の「自治制度」は僧尼令の規定を超えて発展していき、中世に至って「自治法」としての寺院法の発達をみたとしている。

近世においても寺院法が幕府によって認められていたということは、牧氏の考えによれば、寺院の「自治」はこの時代にもあったということになるであろう。ただし、近世における寺院の「自治」は、律令時代から中世へという時代の变化に応じてみられたような発展はなく、前節でみたように逆に「自治」の範囲は近世の歩みと共に狭められていったといわねばならない。

これに対して水林氏は、前述したように、中世には様々な「自律的」権力が存在したが、⁽⁵⁾ 近世になるとそれらは「自律的」性格を喪失し、国家権力に強度に従属してライトゥルギー的強制団体になったと論じている。このライトゥルギー的強制団体には寺院も含まれているとみてよいだろう。ここで使われている「自律的」という用語の意味については、水林氏はマックス・ヴェーバーの『社会学の基礎概念』にある次の箇所⁽⁶⁾に依拠されている。⁽⁷⁾

団体は、a) 自律的 (autonom) か他律的 (heteronom) か、b) 自治的 (autokephal) か他首的 (heterokephal) か、であり、c) 自律は、他律においてのように、団体の秩序が外部の者によって設けられずに、団体仲間の能力によって設けられることを意味

する（とにかく、その能力はいかようであろうともよい）。自首は、指揮者と団体幹部が団体の固有の秩序にしたがって任命され、他首においてのように、外部の者によって任命されないことを意味する（とにかく、この任命はいかように行なわれようともよい）。

このヴェーバーのいう「自律的」という概念によって近世の寺院をみてみると、寺院は寺院法、すなわち筆者のいう個別寺法を自ら定めることができたのであるから、「自律的」団体であると一応いうことができるように思われる。しかし、個別寺法は幕府の寺院法度や条目、すなわち筆者のいう幕府寺法に抵触しない限りにおいて認められたに過ぎず、しかも寺院は本末制度や檀家制度によって、幕府の宗教者および庶民に対する支配を「代執行」したことからいうと、寺院は「自律的」団体とはいえないように思われる。⁽⁸⁾ 水林氏は後者の理解に立ち、おそらく寺院が個別寺法を定めることができたというのも、ライトゥルギー的強制団体としてのことにすぎないといわれるであろう。

ただし、幕府と寺院との関係については、前述したように、まだ十分に解明されていないし、江戸時代における国家体制の確立に果たした宗教（仏教）の役割についても研究の途上にあるといわねばならないので、⁽⁹⁾ 今後の更なる研究が待たれるところである。また、水林氏が行ったような、ヴェーバーをはじめとする西洋の概念体系で近世日本を説明し尽くせるかどうかということも、十分検討しなければならぬと思われる。⁽¹⁰⁾ もしかすると、独自の方法与概念を用いての説明が、そこには要求されるかもしれないのである。⁽¹¹⁾ このように考える時、例えばかつて石井良助氏が、將軍の大名支配を当時の人々がどう表現したのかを調べ、為政者の側に立つ人物ではあるが、松平慶永（春嶽）が「統轄」という用語を使っていた事実を発見されたことなどに注目する必要があると思われる。⁽¹²⁾ 先に引用したケルンの言葉や前節に引用した、「それぞれの歴史的社會に固有な構成原理を把握することが歴史学の課題とならねばならない」という石井紫郎氏の言葉を受けとめると、社会科学上の概念と史料上の用語を如何に使うかが大きな課題となるが、⁽¹³⁾ 史料上の用語が社会科学上の概念に飲み込まれないように、常に相互交換されていなければならないと考える

からである。

ところで、右に述べた「自律的」という概念については、先の「自治」における二つの学説の違いに対応して使い分けることもできるのではないかと思われる。つまり、「自治」についての前者の学説に立てば、近世の寺院は「自律的」団体であるとはいえないが、後者の学説に立てば「自律的」団体であるといえる、というようである。この点についてさらに論じる用意はいまはないが、こうした議論を深化させるためには、現代の法律学と法制史学（国制史学）の対話が必要となるであろう。

注

(1) フリッツ・ケルン『中世の法と国制』（世良晃志郎訳、創文社、一九六八年）三頁。

(2) 俵静夫『地方自治法』（有斐閣、一九七五年三版）八〇—一〇一頁。

(3) ここでは、内容の是非はとりあえず置いて、柳瀬良幹氏が「日本の旧藩は、一方において、その藩主は幕府の任命したものでなく、又藩の事務の処理について幕府の干渉支配を受けてゐたものではなかったとともに、他方において、それは藩民の選任したものではなかったことは勿論、その藩の事務もまた藩民の意思に依って処理せられたものではなかった。従つて当時の藩は、若しも仮りに藩を地方団体、幕府を国の中央政府と考へることが許されるとするならば、その制度は国に対する関係における地方団体の自由の意味においては明かに地方自治であったとともに、地方団体に対する関係におけるその住民の自由の意味においては決して地方自治とは言へなかつた」（『憲法と地方自治』有信堂、一九五四年、五二頁）と指摘されたことと、小林直樹氏が「自治の精神的・社会的伝統にとぼしいわが国では、『本旨』（日本国憲法第九二条の『地方自治の本旨』“principle of local autonomy”のこと……引用者注）の解釈が重要な問題となる」（小林直樹『新版憲法講義』下、東京大学出版会、一九八一年、四三六頁）と指摘されたことだけを記しておきたい。

(4) 俵氏は、「地方団体が国家の創設した制度であることを否定して、国家以前のものであることは、中世の独立都市等の歴史的事実の説明ならばともかく、近代国家の法制度としての地方自治には妥当しないこと、多くいうまでもない」（前掲『地方自治法』九頁）と述べておられるが、牧氏はわが国の律令時代にはすでに中央集権が確立していたことを前提にしているの、後者の権利の意味との関係で「自治」を考えられたとみてよいと思われる。わが国の律令時代の国制については議論のあるところであるが、これについては他の機会に譲る。

- (5) 水林氏は、『『日本の法意識』の歴史的基礎』（前掲『法意識の研究』四二頁）では、「中世末の国制の特徴の一つは、領主・都市・村落などの諸自律的権力体によって構成されていたということである」（傍点引用者）と表現している。寺院については直接指摘されておられないが。
- (6) マックス・ヴェーバー『社会学の基礎概念』（阿閉吉男・内藤莞爾訳、角川書店、一九七六年改版）八四～八五頁。
- (7) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」（一）二六頁。
- (8) 江戸時代の寺院の住職が「自首的」存在であったか、「他首的」存在であったかということも、寺院の国制上の地位を考える上で重要である。この点については、拙稿・前掲「近世後期における浅草寺別当代の就任過程」で触れた。
- (9) 本章第四節「中世寺院と近世寺院」では、中世の国家体制における宗教の役割と近世の国家体制におけるそれとの比較について論じる。
- (10) 尾藤・前掲「書評」参照。
- (11) 水林氏も、「私の日本近世史研究の究極の関心事は、右（近世国家）絶対主義国家説……引用者注）のように、日本近世国家に普遍的段階規定を与えることではなく、それをふまえた上で、その特殊日本的性格を比較史的に明らかにすること、そして、そのことがこの国の歴史全体に対してもつ意義を考えてみることにあるということをおきたい」（前掲・「近世の法と国制研究序説補論——山本博文「日本近世国家の世界史的位罫」によせて——」（二）、六頁）と記されている。
- (12) 第三章第一節注（5）参照。
石井氏は、この「統轄」とは、狩谷掖斎が『倭名類聚抄箋註』で上代の「すぶ」にあてた「統括」にあたるものであるとしているのであるが（石井・前掲『江戸時代土地法の生成と体系』二九三～二九七頁）。
- (13) 水林・前掲「近世の法と国制研究序説補論——山本博文「日本近世国家の世界史的位罫」によせて——」（一）、一四頁参照。

（未完）